

東京大学愛知演習林主催 「森林認証」ワークショップ宣言

2000年以降、FSCなどのグローバルスタンダードの森林認証を取得する森林所有・経営者が日本でも増えています。2003年には日本独自の森林認証制度であるSGECが創設されました。

一方、地材地建、産直住宅、ウッドマイレージなどの運動を契機として県産材認証、地域・流域材認証を創設する動きも最近加速しています。多くの森林所有者が森林管理に無関心で、放置林が増えつつある現状の打開に向けて、森林認証や地域材認証への期待が高まっています。このような期待に応えるためには、理念の構築のみならず、その実践に向けた先進的な行政・森林所有者・事業者・市民・研究者・NPO・ボランティア団体等の協働が必要となります。

このような協働が、今後具体的に取組まれることが期待される地域において行われた本ワークショップでは、参加者が理念と最新情報を共有すると同時に、今後どのように実践的取組みを進めていけばよいのかが議論され、行政・森林所有者・事業者・市民・研究者・NPO・ボランティア団体等の関係者が、それぞれの立場で地域の林業・林産業と認証材・地域材消費の活性化のために自ら考え、戦略的に行動することの重要性が認識されました。

今回の「森林認証」ワークショップの成果として、次のとおり宣言します。

1. 私たちは、森林資源は持続可能な地域社会の実現と地球環境の保全に資する再生産の可能な資源であり、その持続的かつ有効な利用を図る手段として、森林認証や地域材認証が有効であることを認識し、その普及に努めます。
2. 私たちは、森林所有者、特に人工林所有者に、木材が環境への負荷を軽減することのできる再生産の可能な資源であることを深く認識し、自ら所有する森林の周辺森林所有者、森林組合、市町村、県、森林ボランティア団体、研究者等と連携し、計画的に木材を生産して安定的に供給するよう求めます。
3. 私たちは、木材産業関係者に、木材を生産する森林が適正に管理されていることの重要性を深く認識し、持続可能な方法で管理された森林から生産された品質の確かな地域材等の安定的な供給、新たな製品の開発、消費者の需要の喚起などの方法により、地域材等の有効な活用に積極的に取り組むよう求めます。
4. 私たちは、森林資源の消費者である市民、企業および公的機関に、木材その他の森林資源が生産された森林が適正に管理されていることの重要性を深く認識し、森林認証や地域材認証を受けた森林において生産された柱材、板材、合板、木質バイオマス、きのこの他の様々な製品を、再生産可能な価格でこれまで以上に優先的に購入し、利活用するよう求めます。

以上

「森林認証」ワークショップ参加者一同

2006. 4. 21 愛知県瀬戸市